

青森県報

第二千四百七十四号

平成十七年
五月九日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………

青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………

(総務学事課) …… 一
(建築住宅課) …… 一
(同) …… 二

告 示

平成十六年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領……………

青森県農業振興地域整備基本方針の変更……………

道路の供用の開始……………

公 告……………

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………

出先機関……………

土地改良区の役員住所変更……………

正 誤……………

平成十一年五月二十八日定例出先機関中……………

(財政課) …… 二
(構造政策課) …… 四
(道路課) …… 四
(県民生活課) …… 四
(農林水産事務所) …… 四
(農村整備課) …… 五

規

則

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十一号

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十九年十月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式の裏中

「第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ屬ス

主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコト

ヲ得

」(法人の業務の監督)

第67条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成16年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成16年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	補正後の額
款	項	千円	千円	千円
3	地方譲与税	5,963,596	210,710	6,174,306
2	地方道路譲与税	3,184,322	189,944	3,374,266
3	石油ガス譲与税	264,164	22,610	286,774
4	航空機燃料譲与税	45,019	△ 1,844	43,175
5	地方交付税	232,169,347	255,272	232,424,619
1	地方交付税	232,169,347	255,272	232,424,619
6	交通安全対策特別交付金	572,156	2,111	574,267
1	交通安全対策特別交付金	572,156	2,111	574,267
12	繰入金	23,779,389	△ 551,393	23,227,996
2	基金繰入金	22,665,439	△ 551,393	22,114,046
15	県債	112,760,300	83,300	112,843,600
1	県債	112,760,300	83,300	112,843,600
歳入合計		782,692,215	0	782,692,215

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額 千円	起債の 方法	利率 %	限度額 千円	起債の 方法	利率 %
港湾事業	2,549,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	2,814,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内
河川事業	1,386,000			1,526,000		
海岸事業	961,000			1,041,000		
農業農村整備事業	4,173,000			4,598,000		
災害関連事業	3,446,000			3,766,000		
治水事業	2,978,000			3,288,000		
都市計画事業	100,000			109,000		
治山事業	1,038,000			1,118,000		
林道事業	74,000			79,000		
漁港事業	3,669,000			4,059,000		
道路事業	8,528,000			10,641,300		
臨時県道整備事業	12,451,000			8,751,000		
空港事業	1,731,000			1,321,000		
公園事業	758,000			814,000		
計	112,760,300			/		

償還の方法
政府資金の場合は、融通条件による。
その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。
ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

償還の方法
政府資金の場合は、融通条件による。
その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。
ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

青森県告示第四百二一〇号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百一十号）附則第三条第三項の規定により、青森県農業振興地域整備基本方針を変更したもので、同項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第七項の規定により公表する。
なお、当該変更後の青森県農業振興地域整備基本方針は、青森県農林水産部構造政策課及び各農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百二三〇号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年六月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 五所川原金木線	五所川原市大字神山字鶉野三四の一から 五所川原市大字神山字鶉野一七の一まで	平成一七 年 五 月 九 日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えいぶる
- 三 代表者の氏名
大橋 一之
- 四 主たる事務所の所在地
五所川原市金木町朝日山八五の四
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、居宅生活支援若しくは療育相談に関する事業を行い、また、地域住民を対象に、障害の特性についての理解を深めていただくための啓発活動及び、地域ボランティア育成事業を行うことにより、障害者が、自ら望む地域で、地域住民の理解を得ながら自立した生活を営めるよう総合的に支援し、もって地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月九日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更 の 年 月 日

平脇 義博	平 栄男	外館 達男	春日 三雄	堰端 秀昭	村松 節男	高山 利男	世増 由雄	理事 大和山 進
新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字上江花沢二九	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字古坊四九	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字外館三六	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字春日九の一	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字白山一	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字畑四五	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字高山二九	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字前田一一〇	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字下江花沢三三
"	"	"	"	"	"	"	"	平成一七・三三

平成二〇・五 第一五七四号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	村松 敏明	松村 敏明
出先機関	正	誤	七	上	表中	誤	正
農 村 整 備 課	正	誤	七	上	表中	誤	正

"	"	監 事	"	"	"	"	"
田畑 義治	松村 敏明	坂本 芳男	林崎 春男	宮川 和雄	太田 松孝	八戸市南郷区大字島守字上江花沢二九	
新住所 旧住所 八戸市南郷区大字島守字東台五	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字館二二の二	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字石橋二二の一	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字坂ノ下九の一	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字石橋二二の一	新住所 旧住所 三戸郡南郷村大字島守字小平六の一		
"	"	"	"	"	"		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭